

## 主体別行動指針の方向性について

### 1 背景

#### (1) 現行計画の「環境配慮指針」

- ・ 位置づけ：条例第9条第2項（環境基本計画の要素）のうち、「環境の保全に関する配慮の指針」に相当。
- ・ 様々な場面での環境に配慮すべき行動を網羅的に示すのではなく、各主体が自らの考えの下で、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践するための、環境配慮の前提として理解しておくべき基本的な考え方として、市民6項目、事業者6項目、本市5項目の環境配慮行動を掲げている。

#### (2) 課題

- ・ 環境に関わる行動は多岐にわたることから、様々な場面における環境に配慮する、または積極的に環境の改善につながる行動は膨大な数になり、また年と共に変化していくため、それを網羅したものを計画書に掲げることは現実的ではない。
- ・ 一方で、現行計画の配慮指針は、基本的な考え方が示されているが、具体的な行動を想像しづらい内容になっている。

#### (3) 対応（案）

- ・ そこで、基本的に行動原理が経済中心である「事業者」と、異なる「市民」を大きく区分したうえで、それぞれの主体の具体的な行動の実践につながるような工夫を加えた、代表的な行動を掲げる指針とする。
- ・ また、外国人旅行者をはじめとする京都への来訪者の増加を踏まえ、「滞在者」の指針をまとめる。
- ・ なお、現行計画の「本市の配慮指針」については、本市の環境関連取組そのものは計画施策に含めるとともに、事業者としての行動を率先して実施することで対応できることから、次期計画では割愛する。

### 2 全体の方向性（案）

- ・ 各主体において、各分野（脱炭素・資源循環・生物多様性）の代表的な行動を含むようにするとともに、ひと・しくみづくりからの必要となる行動も含める。

### 3 主体別の考え方（案）

#### （1）市民の行動指針

- ・ テーマ（行動の枠組み（動詞））・分類（行動の場面）・指針（行動の例）の構成とする。
- ・ 行動の例は、分野・場面が見渡せるように数を絞る。そのうえで、以下の考えをもとに、関連する行動がさらに想起される特徴的な行動を掲げたリスト（1 ページ（20～30 項目）程度）を掲げる。

<市民の指針に係る行動の選定について>

- ① 万人がすべき項目から、できる人から取り組む項目までを含める。
- ② 「食」や「プラスチック」など関連して複数の分野（脱炭素・資源循環・生物多様性）の行動が含まれる分野（行動の場面）を意識する。
- ③ 日常的な行動から、非日常的な行動（体験・発信）までを含める。

#### ○ 作成後の活用方法（案）

- ・ 指針に掲げる項目ごとについて、以下を整理して、各分野の施策の企画・実施に活用する。  
【整理内容】：行動の効果（分野別）、関連する行動（場面・題材）など
- ・ 項目ごとに SNS 等で定期的に発信する。

#### ■指針のイメージ

テーマ	分類	指針
体験する つながる 発信する	発信	エシカル消費やサステナブルな取り組み情報をフォローしてみる 取り組んでよかったこと、満足したことは、SNS などで発信してみる
	自然共生	.....
暮らす 住まう	住宅	.....
	移動	.....
気づく つかう	食	.....
	消費	.....

## (2) 事業者の行動指針

- ・ テーマは、環境の分野（共通・脱炭素・資源循環・生物多様性・地域共生）として、分野別の行動につなげやすい整理とする。
- ・ さらに分類において、より詳細な各行動の分野を明示する。（例：経営企画・情報発信・インフラ・事業創出・CSR など）
- ・ 事業者の行動原理を勘案して、基本的に「機会」と「リスク」の両面の要素を明示する。
- ・ こうした事業者の行動全体を俯瞰できる特徴的な取組を絞って掲げたリスト（1～2 ページ（20～30 項目）程度）を計画上の指針とする。

### ○ 作成後の活用方法（案）

- ・ 各分野の企画・実施にあたり、企業に求められる取組等を大きな分類で俯瞰し把握したうえで、具体的取組に活用する。

## ■ 指針のイメージ

テーマ	分類	指 針	
		【機 会】	【リスク】
共通	経営企画	経営に環境の観点を盛り込むことで中長期的な経営課題の解消やリスクヘッジへの寄与に繋げる	環境規制や取引先からの CO2 排出削減の要望等に対応できず事業活動に支障をきたす恐れがある
	情報発信	自社の HP など環境への取り組みやそれらを盛り込んだ経営計画を公表することで非財務情報を消費者や取引先へアピールする	取組情報が開示されていないことで、環境に対する取り組みを評価する消費者や取引先から選択される機会が減少する
脱炭素	・・・	・・・	・・・
資源循環	・・・	・・・	・・・
生物多様性	・・・	・・・	・・・
教育	・・・	・・・	・・・

### (3) 滞在者の行動指針

- ・ 観光客など京都市を訪問し滞在する方々にとっていただきたい行動について、マナーに限らず、訪問の目的に関わる内容も含め幅広く示す。
- ・ テーマは、滞在者が行動の場면을想起しやすいよう「訪問前」「滞在中」「訪問後」として行動のタイミングを明示する。
- ・ また、「分類」でより詳細な各行動の場면을明示する。
- ・ 行動の例は、可能な限り、訪問回数に応じた行動の深さが読み取れ、関連して実践できる行動がさらに想起されるような、特徴的な行動を絞って掲げたりリスト（1 ページ（20～30 項目）程度）を計画上の指針とする。
- ・ まずは、ニュートラルな言葉で整理し、訴え方は内容を踏まえて検討。

#### ○ 作成後の活用方法（案）

- ・ 指針に掲げる項目を踏まえ、滞在者向けの普及啓発など各分野の施策の企画・実施に活用する。

### ■ 指針のイメージ

テーマ	分類	指針
訪問前	共通	京都の歴史や文化、地域の生活環境、観光地の現状について知る。訪問時期などに配慮する
	準備	.....
滞在中	共通	京都の観光地周辺には住宅が隣接していることも多いため、地域に配慮した行動を心がける
	移動	.....
	食	.....
	消費	.....
	自然共生	.....
訪問後	発信	取り組んでよかったこと、満足したことは、SNS などで発信してみる
	支援	.....

(参考) 現行計画の環境配慮指針の項目

(1) 市民の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、脱炭素化につながる暮らしを営みます。
- ② 環境負荷が少なく、自然環境に配慮した暮らしを営みます。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営みます。
- ④ まちなかの緑化、伝統的な町並みや文化の保全に協力するとともに、自然環境と調和した快適生活が維持されるような暮らしを営みます。
- ⑤ そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と、繰り返し使う“リユース”を合わせた 2R と、“分別・リサイクル”及び植物由来等の再生可能な資源を使う“リニューアブル”を実践する、環境に配慮した暮らしを営みます。
- ⑥ 環境問題への関心を高め、理解を深めるとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

(2) 事業者の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギーを実践し、脱炭素化に資する事業活動を行います。
- ② 公害関係法令を遵守することにより、公害の発生を防止し、自然環境に配慮した事業活動を行います。
- ③ 生物多様性とその恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行います。
- ④ まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力するとともに、そこで暮らす市民が自然環境と調和した快適生活を送ることができるような事業活動を行います。
- ⑤ そもそもごみになるものを減らす“リデュース”と繰り返し使う“リユース”を合わせた 2R と、“分別・リサイクル”及び植物由来等の再生可能な資源を使う“リニューアブル”を実践するとともに、適正処理を徹底し、廃棄物による環境負荷が小さくなるような事業活動を行います。
- ⑥ 事業者として、環境教育を積極的に実施するとともに、他の主体と連携し、地域の環境保全活動や、本市が実施する環境保全に関する施策に協力します。

(3) 本市の環境配慮

- ① 環境保全に関する計画を策定し、その計画の下で、施策や取組を実施することで、本市、市民、事業者の協働により環境保全を推進します。
- ② 市内有数の大事業所として、省資源、省エネルギー、自然環境への配慮、ごみの発生抑制、再使用、分別・リサイクル等、環境負荷の低減に向けた取組を、事務事業ごとの内容をきめ細やかに考慮したうえで、率先して実践します。
- ③ 公共事業を実施する際には、環境への配慮を行います。
- ④ 市民や事業者の環境保全についての学習の機会を確保し、環境保全活動の中心となる「ひとつづくり」を進めるとともに、広範な主体が協働して環境保全活動がなされるための「しくみづくり」を行います。
- ⑤ 環境保全に関する技術の開発の支援や環境関連産業の育成・推進のための支援に努めます。